

▼市役所地下チャレンジショップ5期生店舗が卒業



topics

◎令和2年度吹田市商工業振興施策

◎連載コラム『経営のはなし』

「今、事業継続計画（BCP）が求められている現状」

◎新型コロナウイルスに関する事業所様向け

相談窓口の設置および緊急資金の創設等

etc

▼CHECK！働き方改革

2020年4月から、働き方が“さらに”変わります。中小企業への規則適用など、このタイミングでもう一度チェックしていただきたい内容をまとめています。

各種相談機関も併せて紹介していますので、ぜひご確認ください！

詳細は裏面（8ページ）をご覧ください

令和2年度(2020年度) 吹田市商工業振興施策について



展示会等出展事業補助金

販路開拓を目的に、展示会、見本市等に出展した市内中小企業者に対し、出展に要した費用の一部を補助します。

※対象となる展示会会場、開催時期に条件がございます。

【補助対象経費】 出展費、装飾工事費・電気工事費等、リース代

【補助率等】 補助対象経費の1/2以内、上限20万円

知的財産権取得事業補助金

特許権及び実用新案権の取得を行った市内中小企業者に対し、取得に要した費用の一部を補助します。

【補助対象経費】

① 特許権 出願料、電子化手数料、審査請求料、特許料、出願に係る弁理士費用

② 実用新案権 出願料、電子化手数料、審査請求料、出願に係る弁理士費用

【補助率等】

① 特許権 補助対象経費の1/2以内、上限20万円

② 実用新案権 補助対象経費の1/2以内、上限10万円

エコアクション21 認証取得事業補助金

エコアクション21(※)の認証を取得した市内中小企業者に対し、認証取得に要した費用の一部を補助します。

※環境省が定めた環境経営システム・取り組み・報告に関するガイドラインに基づく制度

【補助対象経費】 登録審査費用、認証・登録費用

【補助率等】 補助対象経費の1/2以内、上限10万円

中小企業大学校受講補助金

市内中小企業者又はその従業員が経営に必要な知識を学ぶため、中小企業大学校(※)の研修を受講した場合に、受講料の一部を補助します。

※経済産業省が所管する独立行政法人「中小企業基盤整備機構」が全国に設置する、中小企業の経営者・管理者等に対する高度で専門的な研修を実施する機関(関西校は兵庫県福崎町に所在)

【補助対象経費】 研修受講料

【補助率等】 1事業所につき補助対象経費の1/2以内、上限5万円

中小企業セミナー

人材育成や事業活動の活性化を目的として、中小企業向けのセミナーを市主催で年6回実施しております。

【令和元年度(昨年度)開催テーマ】

販路開拓のためのホームページ活用や Youtube 活用、営業力 等

中小企業ホームページ作成事業補助金

販路開拓や自社 PR 等を目的として、市内業者に委託することにより、新規にホームページの開設を行う市内中小企業者に対し、委託費用の一部を補助します。

【補助対象経費】 ホームページの作成委託費

【補助率等】 補助対象経費の1/2以内、上限5万円

中小企業資金融資事業

中小企業者に対する融資相談を行います。また、吹田市小企業者事業資金融資を受けた事業者に対する信用保証料の一部及び利子の一部補給や、大阪府開業サポート資金・日本政策金融公庫の新創業融資制度の融資に係る利子の一部補給、セーフティネット保証の認定業務を行っています。

《問合せ先》吹田市役所 地域経済振興室 TEL: 06-6384-1356 FAX: 06-6384-1292

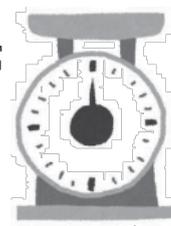
計量器(はかり)の定期検査



取引や証明に使われている計量器は、計量法により2年に1度の受検が必要です。前回の定期検査を受けた事業所には、指定検査日の2週間前に案内を送ります。前回以降に購入した事業所や、案内が届かない場合は吹田市役所市民総務室計量担当へ。

いずれも6月 10時30分~12時30分、13時30分~15時30分の2回。

1日(月)	17日(水)	=市役所	2日(火)	=千里山・佐井寺図書館
3日(水)	=高野台市民ホール	4日(木)	=江坂大池小学校	
5日(金)	=千里丘市民センター	8日(月)	=豊一地区公民館	
9日(火)	=内本町コミュニティセンター	10日(水)	=第五中学校	
11日(木)	=男女共同参画センター	12日(金)	=北千里地区公民館	
15日(月)	=交流活動館	16日(火)	=シーアイハイツ南千里(山田西1)	



対象：計量器を取引・証明に使っている事業所など。

検査費用：実費。計量器の大きさや台数などにより異なります。

問い合わせ 吹田市役所 市民総務室 TEL: 06-6384-1354 FAX: 06-6385-8300

今、事業継続計画（BCP）が求められている現状

近年では地震、台風などによる自然災害が多く発生しており、それによる被害の影響も以前に比べ大きくなっています。そのような自然災害等に遭遇したときに、慌てず落ち着いて経営を継続させるためには、緊急事態を想定した動き方を事前に決めておくことが重要となります。

事前の備えとして、今回ご紹介する「事業継続計画（BCP）」を準備しておくことは、緊急事態に遭遇したときに少しでも被害を軽減し、一刻も早く復旧できる体制を作り上げることが期待できます。今回は、多くの地域住民が来街する商店街に焦点をあてた事業継続計画（BCP）についてご説明させていただきます。

1. 事業継続計画（BCP）とは

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

出所：中小企業庁経営安定対策室（2009）「BCP策定のためのヒント～中小企業が緊急事態を生き抜くために～」p.2より抜粋

2. BCPの作成・運用手順

商店街組合におけるBCPの策定は、「1基本方針の立案」「2被害想定」「3対策の検討・実施」「4定着・見直し」の4つの手順にて進めます。

1) 基本方針の立案

まずは何のためにBCPを作成するのか、BCPを作成・運用することにどのような意味があるのかを検討することから始まります。

商店街には、日頃から多くの地域住民が来街していることから、災害時には早急に復旧・復興することでお客様にいち早く商品を提供する、お客様や店員等の人命を守る役割を担うことが求められていると思います。商店主が思い描くイメージを基本方針として作成することで、商店街全体としての共有化が図れます。



出所：全国中小企業団体中央会（2013）「組合向けBCP策定運用ハンドブック（第1版）～中小企業・小規模事業者の事業継続を支援する組合のBCP～」p.42より抜粋

2) 被害想定

商店街が被害を受ける災害には、地震や台風等が考えられ、このような自然災害の発生により、店舗の倒壊により店が営業できなくなる、電話やインターネット等が繋がらず外部と連絡ができなくなるなどの影響が想定されます。以下の「大規模地震（震度5弱以上）で想定される影響の資料」等を活用することで、災害発生時の商店街が受ける被害を事前に想定することができます。特に、商店街が被害を受ける影響として、壊滅的な被害を受けた場合と大きな被害を受けた場合の2つのケースを想定しておくことが有効となります。

【大規模地震（震度5弱以上）で想定される影響】

(1) インフラへの影響

- 停電が発生し、水道とガスが停止する。その後、電気、水道、ガスの順番で復旧する。
- 電話やインターネット等が繋がらなくなる。その後、断線したケーブルの復旧等により順次復旧する。
- ほぼすべての道路が通行規制となる。その後通行規制が解除されるが大渋滞が発生する。
- 発生直後は鉄道の運行が完全に停止する。その後、被害の少ない地域から順次再開する。

(2) 商店街への影響

①商店街が壊滅的な被害を受けた場合

- 店舗の倒壊、多数の店員の負傷等により、多くの組合員のお店では自助のみでの事業継続が困難となる。
- 管内の大部分が地震や津波等による影響を受け、多くの組合員のお店で現地での復旧が困難となる。
- 同じ商店街に属する組合についても、地震や津波の影響により、事務局機能を維持できなくなる可能性がある。

②商店街が大きな被害を受けた場合

- 店舗の損傷、店員の負傷等により、一部の組合員のお店では自助のみでの事業継続が困難となる。
- 管内の大部分が地震や津波等による影響を受けるが、多くの組合員のお店で現地での復旧が可能である。
- 同じ商店街に属する組合についても、地震や津波の影響を受けるものの、事務局機能は維持できる。

出所：全国中小企業団体中央会（2013）「組合向けBCP策定運用ハンドブック（第1版）～中小企業・小規模事業者の事業継続を支援する組合のBCP～」p.43をもとに筆者にて加工

3) 対策の検討・実施

災害発生後には、地域住民の安全安心や地域コミュニティを担う商店街のいち早い営業開始をお客様は望まれています。そのためには、災害発生時に適切に対応できるように、災害が発生した際の初動の対応（被災後～2日）、復旧・復興のための活動（数日～）を想定した、商店街で実施すべき対応とその体制を検討しておくことが求められます。

【初動対応（被災後～2日）】(例)

チェック	どのような対応が必要か？
<input checked="" type="checkbox"/>	緊急避難場所（小学校等）までお客様を誘導する
<input checked="" type="checkbox"/>	救急セットや消火器等の災害対应用具を配布する



そのために何を準備する？	誰がやる？
地域の緊急避難場所を把握・掲示しておく	○×店の店主
災害対应用具の共同保管場所を確保しておく 必要な用具を購入しておく	○△店の長男

出所：全国中小企業団体中央会（2013）「組合向けBCP策定運用ハンドブック（第1版）～中小企業・小規模事業者の事業継続を支援する組合のBCP～」p.44をもとに筆者にて加工

4) 定着・見直し

BCP計画を作成した後も、店主に内容や重要性を理解してもらわないと実際の行動に繋がらない恐れがあります。そのためにも、継続的なBCP計画の定着・見直し活動の検討は重要となります。できれば、年1回以上は、内容を共有する機会を設けて定着を図ることが求められます。

【定着・見直し活動】(例)

誰が？	何を？	いつ？もしくはどのくらいの頻度で？
組合事務局	商店街のお店に策定したBCPを説明する（例えば、商店街の勉強会等）	毎年1回以上
●●店主	組合事務所や商店街のお店にBCP掲示板を配布し、各店舗へ掲示してもらう	随時

出所：全国中小企業団体中央会（2013）「組合向けBCP策定運用ハンドブック（第1版）～中小企業・小規模事業者の事業継続を支援する組合のBCP～」p.45をもとに筆者にて加工

また、災害時における個店の取り組みをポスターとして掲載することにより、商店街にて作成したBCP計画をお客様に広く伝えることができ、さらに「地域の安全安心を支援する商店街」としてのPRも期待できます。

今回は、商店街のBCP計画を中心に説明いたしましたが、お客様と接点をもつ企業や店舗においてもBCP計画の作成を通じて、緊急事態への備えを準備してみたいかがでしょうか。

参考文献・資料

- 中小企業庁経営安定対策室（2009）「BCP策定のためのヒント～中小企業が緊急事態を生き抜くために～」
- 全国中小企業団体中央会（2013）「組合向けBCP策定運用ハンドブック（第1版）～中小企業・小規模事業者の事業継続を支援する組合のBCP～」をもとに筆者にて加筆

筆者プロフィール



吹田市商業相談員 **辻 紳一 氏**
(中小企業診断士)

1969年生まれ。約20年にわたり情報システムの企画・開発に携わり、2010年に中小企業診断士登録の後、独立。専門分野は小売業、サービス業、商店街活性化支援。近畿圏を中心とした各地域で商業活性化の登録専門家として活躍中。

<コメント>

「問題の解決方法は、クライアントが持っている」ことを常に意識し、「一期一会」の気持ちをもって、「お客様との対話」を心がける。そのような、お客様重視の姿勢で支援いたします」

◇◇◇ 辻先生の商業相談 ◇◇◇

吹田市では商業の経営に関することについての相談を実施しています。

無料ですのでお気軽にご利用ください。

商業相談日

- ・ 庁内相談（市役所市民相談室 中層棟1階6番窓口）
 - ・ 毎月第3木曜日 午後1時～午後5時
- ・ 庁外相談（巡回相談）
 - ・ 毎月第2・4木曜日 午後1時～午後5時

相談は予約制で、相談時間は30分～1時間程度です。相談を希望される方は地域経済振興室までご連絡ください。

市役所地下チャレンジショップゆめちか 5期生出店者のお店
「カレーと珈琲のお店 まると」が最終営業日をむかえました!

平成31年3月28日からチャレンジショップゆめちか
かで営業していたお店『カレーと珈琲のお店 まると』
が、令和2年2月14日に最終営業日をむかえました。
『まると』は、鶏がらを煮込んでつくった『まるとカ
レー』を中心としたカレーメニューが人気のお店でし
た。出店者の河野さんは、「1年間チャレンジショップで
出店して、無事やりきることができ自信に繋がったと思
います。この経験を糧にして、これからも頑張ります
!」と話しています。



出店者の河野さん

新店舗「Curry Cafe まるとラボ」がオープンします!

吹田市岸部に新店舗「Curry Cafe まるとラボ」をオープンすることが決まりました! また、吹田市内を中心
に、キッチンカーでの営業も行います。看板メニューの「まるとカレー」のほか、つくね唐揚げなどを販売
する予定です。出店情報等はSNSを通してお知らせしていきますので、是非ともご覧ください。

Curry Cafe まるとラボ 〒564-0001 吹田市岸部北2-4-26

開店日/令和2年3月中旬 営業日/金曜日~日曜日(午前のみ営業)

TEL / 06-6319-9229

Instagramを通して出店情報等をお知らせします! →



市役所地下チャレンジショップゆめちか 6期生新店舗
『ごはんとチーズケーキ てる屋』が4月1日(水)にオープンします!

6期生となる出店者の募集を令和元年12月2日から令和2年1月17日まで行い、決定した店舗『ごはんと
チーズケーキ てる屋』が開店します。メニューは、手作りのお弁当やこだわりのチーズケーキ、コーヒーな
どのドリンクメニューを予定しています。是非ともご利用ください。

ごはんとチーズケーキ てる屋 〒564-8550 吹田市泉町1-3-40吹田市役所地下1階

出店期間/2021年2月末まで(予定) 定休日/土日・祝 席数/約20席

営業時間/10:00~16:00(変更になる場合があります)

チャレンジショップゆめちかとは・・・

吹田市役所本庁舎中層棟地下1階にある喫茶室跡を、起業家のためのチャレンジショップ
として活用しています。出店者が本格的に街で飲食業を開業する前段階として、試験的に店舗
を運営することにより、起業家のための学び、実践、成長の場として利用します。

《問合せ》 吹田市 地域経済振興室 TEL 06-6384-1356 FAX 06-6384-1292



新型コロナウイルスに関する 事業所様向け相談窓口の設置および緊急資金の創設等について

新型コロナウイルスの流行により、中小企業等への経営面、資金面への幅広い影響が懸念されることから、大阪府内では、下記のとおり中小企業・小規模事業所様向け相談窓口を設置しています。

<p>府内各商工会議所、 府内各商工会・大阪府商工会連合会 電話及び所在地 一覧参照(下記 URL) https://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0390/2608/hodo-37193_4_s.pdf 時間帯 月曜日から金曜日 10:00～17:00</p>	<p>大阪府中小企業団体中央会 電話 06-6947-4370 時間帯 月曜日から金曜日 10:00～17:00 所在地 大阪市中央区本町橋 2-5 マイドームおおさか 6階</p>
<p>大阪府よろず支援拠点(公益財団法人大阪産業局) 電話 06-4708-7045 時間帯 月曜日から金曜 9:30～17:30 ※その他の時間帯(土日祝日含む)は留守番電話対応 所在地 大阪市中央区本町 1-4-5 大阪産業創造館 2階</p>	<p>大阪信用保証協会 電話及び所在地 一覧参照(下記 URL) https://www.city.suita.osaka.jp/var/rev0/0390/2608/hodo-37193_4_s.pdf 時間帯 月曜日から金曜日 9:00～17:30</p>

※なお、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構、近畿経済産業局等においても相談窓口を設置しています。

大阪府新型コロナウイルス感染症対応緊急資金のご案内

大阪府では新型コロナウイルス感染症の発生により経営に影響を受けている中小企業者を対象に、令和2年2月17日(月)から緊急融資の取り扱いを開始しています。

※制度の内容につきましては大阪府の制度融資(信用保証付き)のご案内をご確認下さい。(下記URL)

大阪府の融資制度：<http://www.pref.osaka.lg.jp/kinyushien/seido001/index.html>

問い合わせ先：大阪府商工労働部中小企業支援室金融課 TEL 06-6210-9508

「吹田市プレミアム付商品券」の取扱について

商品券取扱事業者登録をされている事業者様は、取扱期間及び換金期間にご注意ください

- ・取扱期間：令和元年10月1日(火)～令和2年3月31日(火)
 - ・換金期間：令和2年4月17日(金)まで
 - ・換金日時：市役所開庁日(土、日、祝日、年末年始除く)午前9時～午後5時
 - ※3月16日(月)のみ、午後9時まで利用可能。
 - ※午後5時30分以降のご来庁時には、西玄関付近の地下出入口をご利用ください。
 - ・換金場所：吹田市役所本庁 低層棟3階「商品券引受窓口」
- ※換金方法についての詳細は、「吹田市プレミアム付商品券特定事業者マニュアル」5ページ～をご参照ください。
 問い合わせ先：吹田市都市魅力部地域経済振興室 商品券担当 TEL 06-6170-7217(直通) FAX 06-6384-1292

< 2020年4月から、働き方が変わります！ >

●中小企業への、時間外労働の上限規制 ※大企業へは2019年4月に適用済

- ・残業（時間外労働）の上限が罰則付きで法律に規定されます！
- ・時間外労働の上限は、原則として『月45時間・年360時間』となります。
- ※臨時的な事情がある場合や一部業務・業種等、内容が異なる場合があります。
- こちらもチェック！『36（サブロク）協定』

●大企業への、非正規雇用労働者への不合理な待遇差の廃止 ※中小企業へは2021年4月に適用予定

- ・『同一労働同一賃金』同じ企業の中で、正社員と非正社員との間で賃金などの待遇に不合理な差をつけることが禁止されます！
- ・非正社員から尋ねられたら、待遇差の内容や理由を説明する必要があります。
- ※パートタイム・有期雇用労働法…大企業へは2020年4月から適用、中小企業へは2021年4月から適用予定
- ※労働者派遣法…2020年4月から適用
- こちらもチェック！『同一労働同一賃金ガイドライン』※インターネットで検索

◇うちの会社は中小企業？

中小企業かどうかは、資本金や労働者数によって変わります。

下表の業種ごとに、①資本金の額または出資の総額 ②常時使用する労働者数 のうちいずれかが該当すれば、中小企業です。（①②いずれも該当しない場合は大企業になります。）

業種	資本金の額または出資の総額 (①)		常時使用する労働者数 (②)
小売業	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他	3億円以下		300人以下

●相談機関がたくさんあります！ ※相談連絡先については、インターネット検索等をご利用ください

*大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター …まずはお気軽にどうぞ！

(フリーダイヤル：0120-068-116)

*労働時間相談・支援コーナー …労働時間など、法律について詳しく！

(各労働基準監督署 内)

*大阪労働局 指導課 …不合理な待遇差についてはこちらへ！

(TEL：06-6949-6494)

《問合せ先》

吹田市 地域経済振興室 労働担当

TEL 06-6384-1365 FAX 06-6384-1292

